

もくじ

1. 法人開拓における目標設定と計画作り	5
2. 法人開拓のポイントは自身が経営者になること①	7
3. 法人開拓のポイントは自身が経営者になること②	9
4. 法人のライフサイクルと生保①	11
5. 法人のライフサイクルと生保②	13
6. 法人のライフサイクルと生保③	15
7. 法人のライフサイクルと生保④	17
8. 生命保険の正しい見直し方を考える	19
9. 役員保障のアプローチ	22
10. 資金繰りを知るには保険税務が不可欠	24
11. 決算書の見方①	28
12. 決算書の見方②	31
13. 決算書の見方③	34
14. 企業の会計処理が様変わり	37
15. 決算を迎えた法人への開拓①	39
16. 決算を迎えた法人への開拓②	42
17. 中小企業の税軽減対策のポイント	44
18. 社長の生命保険料控除と税軽減対策	47
19. 経営者は保険料を抑えたい	52
20. 柔軟性ある生保のメリットを生かす	55
21. 企業経営において生命保険は合理的な対策	57
22. 一人医療法人へのアプローチ	60
23. 「全損定期」の提案を考える①	63
24. 「全損定期」の提案を考える②	65
25. 長期定期保険（平準払い）の経理処理	67
26. 逓増定期保険の魅力とは	69
27. 逓増定期保険を加入目的に合わせて活用	70
28. 決算対策商品として逓増定期保険を	72
29. 法人が支払う逓増定期保険の保険料の取扱いについて	75
30. 長期傷害保険の法人契約における税務上の取扱い	77
31. 福利厚生保険を提案するポイント	80
32. 福利厚生プランを切り口にした退職給与引当金廃止対策	85
33. 従業員の退職金作りに「福利厚生プラン」	87

34.	会社の状況に応じた契約後のメンテナンス	90
35.	経営者の老後の公的年金はいくら？	92
36.	公的年金制度について理解してもらう	94
37.	零細企業の事業主に退職金作りを	97
38.	「退職金話法」—社長への報酬は税務上何が有利か	99
39.	社長が确实・有利に勇退退職金を受け取る方法	103
40.	適格退職年金廃止による他制度への移行を考える①	105
41.	適格退職年金廃止による他制度への移行を考える②	108
42.	適格退職年金廃止による他制度への移行を考える③	112
43.	高齢者雇用安定法で定年が延びる	115
44.	事業承継のポイント①	118
45.	事業承継のポイント②	120
46.	事業承継のポイント③	123
47.	事業承継のポイント④	125
48.	「金庫株の解禁」と「自社株対策」	127
49.	「金庫株の解禁」を活用した相続対策に生命保険を	130
50.	中小企業向け税制①相続時精算課税制度	133
51.	中小企業向け税制②相続時精算課税制度の活用例	136
52.	後継者がおらず会社を解散する場合の事業保障対策	138
53.	契約の保全	141
54.	プロとしての付加価値を考える	144
55.	平成21年度税制改正	146
56.	平成22年度税制改正大綱から	149

4. 法人のライフサイクルと生保①

◆法人にも個人同様にライフサイクルがある

法人のライフサイクルについて少しお話しさせていただきたいと思います。個人同様、会社にもライフサイクルというものがあることをご存知でしょうか？ 一般的に個人の場合、誕生から→入園→入学→卒業→就職→結婚→子育て→老後→相続(死亡)というライフステージがあると思います。生命保険の提案もこのステージにあわせ設計し、見直しされていきます。つまり、個人であれば就職や結婚、出産などが生命保険の加入や見直しの絶好のタイミングとなります。

では、法人ではどうなるのでしょうか？ 一般的には創業時(期)→成長期→安定期(事業承継期)→衰退期と、区別されています。この法人ライフサイクルも、生命保険の提案のタイミングとして考えた場合、それぞれのステージで、どのようなニーズがあり解決策としての保険提案はどんなものになるのかを考えてみたいと思います。

一般的に法人開拓というと、やはり「オーナーの退職金積立の原資を貯めましょう」とか、「従業員の皆様の福利厚生を充実させましょう」「事業保障のためにオーナーの死亡退職金と半年分の従業員様の給与・運転資金を準備しましょう」などといったアプローチが中心になっていると思います。もちろん私もそうです。でも、よくよく考えてみると、法人ライフステージが「安定期」の企業であれば先のアプローチは、どのタイプでもいけそうですが、それ以外のステージでは、少々ピンとはずれになってしまう可能性があるように思います。そういえば、我々が実際に生命保険の法人契約をお預かりする場合、「取扱い者報告書」などで必ず創業年月日を書く欄があります。契約手続きをする時に、初めてお客様の会社の設立年月日を教えていただいたことも過去にあったような気がします。これで本当に良かったのでしょうか？

こんな観点から、法人のライフステージごとに分けて生命保険提案を考えてみたいと思います。もちろん飛び込み訪問が中心の営業では、その会社の創業年月日などわかるはずもないといったご意見もあるかとは思いますが、知らないよりは、知った上で、アプローチをしたほうが有利であることは間違いありません。

◆創業期は事業保障を中心に

創業期とは一般的に会社設立から約10年前後の時期をいい、まだ経営的にも安定しておらず、社長(オーナー)の会社への寄与率もかなり高いと思われれます。この時期、オーナーの「万が一」は法人にとって最もリスクの高い時期かもしれません。従業員も社長個人の縁故の知・友人で人数も少ないことが予想されます。オーナーの興味の中心は、「売上の向上」「運転資金の確保」「借入金の返済」が多いと思われれます。

44. 事業承継のポイント①

◆相続税納税資金準備対策が一番の課題

この章では、事業承継についてポイントをまとめてみたいと思います。

まず我々から見た法人の事業承継の問題点と課題について整理したいと思います。

基本的に我々が普段訪問している企業は、一般的にはオーナー経営者がほとんどであり、このオーナーが死亡した場合、相続税が高額になることが予想されます。また、保有資産の多くが、自社株や不動産といった換金性が低い資産の割合が多く、ここに事業承継の問題が集約されているように思われます。

相続人が相続税をキャッシュで納めることが困難であり、延納や物納、また、不動産売却により納税資金を捻出しなければならないといった可能性もあり、つまり「相続税納税資金準備」対策が一番の課題になると思います。

次に自社株を特定の相続人（長男等）に引き継がせようとする場合などにおいて、相続人の間で遺産分割協議が進まない。また、被相続人が遺言を作成しても、相続人間で遺留分の問題などにより円滑に相続がいかない（争族）可能性もあります。オーナー経営者としては、遺産分割をどのように計画的に行うか、そのためには、どのような準備をすべきかが第二の課題（代償分割、遺産分割）となります。

第三の課題としては、相続財産の評価減（圧縮）についてです。相続や遺言により受け継いだ財産は、すべてが一定の基準により評価され相続税の課税対象となりますが、その形態によって財産評価の方法が異なります。財産の組み替えなどにおいて、評価を圧縮できれば、相続税の軽減が可能になるケースも考えられます。

さらに相続ではなく、生前贈与を活用してみるということが、第四の課題です。当然のことながら贈与財産については、贈与時点の評価額になり、相続財産については、相続時点における相続税評価額において課税されます。贈与と相続に分散して課税される場合と、相続により一括に課税される場合とでの税金の負担についても考えてみることは必要であると思います。

さらに二次相続までを考えた対策が必要な場合も考えられます。配偶者がいる場合（一次相続）は、「配偶者の税額軽減」の適用により大幅に軽減できた相続税も二次相続では、「税額軽減」もなく、重い負担が生じてきます。この点にも注意が必要になります。

◆退職金や事業資金など確保に生命保険を

では、以上の点をおさえながら、オーナー経営者としては、事業保障対策としてどのように準備しておけばよいのかについてまとめてみます。

まずは、

56. 平成22年度税制改正大綱から

◆1人オーナー会社における役員給与の損金不算入措置が廃止

平成22年度税制改正大綱の概要について中小企業に関する税制を中心にポイントをまとめてみたいと思います。最大のポイントは、いわゆる「1人オーナー会社」特殊支配同族会社における「役員給与の損金不算入措置」の廃止であります。1人オーナーに対して支払われる給与の額について一定の条件に該当する場合には、給与所得控除相当分が損金不算入となるという理不尽な制度でしたので、これは歓迎されるのではないのでしょうか？（平成22年度4月1日以降終了する事業年度から適用しない）

このポイント以外は、現行制度の延長や見直しといったところになります。主なところは次のとおりです。

①中小企業者の少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる制度が2年間延長されます。

②交際費の損金不算入制度の延長と中小法人に係る損金不算入の特例の延長

交際費の損金不算入制度が2年間延長されます。

中小企業においては、600万円まで、交際費の90%相当額を損金算入可能とする制度が2年間延長されます。

③中小企業投資促進税制の延長

中小企業者が設備投資や、IT投資を行った場合、税額控除（7%）もしくは、特別償却（30%）の選択ができる措置が2年間延長されます。

④中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止

サーバーやソフトウェア等を取得した場合に一定の税額控除もしくは、特別償却することができる情報基盤強化税制が廃止されます。（平成22年3月31日の期限）

資本金1億円以下の中小企業者については、引き続き、情報基盤強化税制での対象設備に一部対象が追加され、税額控除（7%）もしくは、特別償却（30%）を受けることができます。

◆グループ法人税制を整備、中小企業倒産防止共済を拡充

⑤中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付の不適用措置の延長

中小企業者以外の法人は、引き続き2年間。欠損金の繰り戻し還付制度の適用が停止されます。

⑥研究開発促進税制の延長

試験研究費の増加に係る税額控除（増加型）または平均売上金額の10%を超える試